

(略)	(略)
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）<u>第3条第1項</u>の規定による風俗営業の許可</p> <p><u>(2) 風営適正化法第3条第2項の規定による許可条件の付与及び変更（第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(3) 風営適正化法第5条第1項の規定による許可申請書の受理（同項第3号を除き、第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(4) 風営適正化法第5条第2項の規定による許可証の交付（第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(5) 風営適正化法第5条第3項の規定による許可をしない旨の通知（第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(6) 風営適正化法第5条第4項の規定による許可証の亡失等の届出の受理及び再交付（第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(7) 風営適正化法第7条第1項、第7条の2第1項又は第7条の3第1項の規定による相続等の承認（これらの規定を第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(8) 風営適正化法第7条第5項の規定による許可証の書換申請の受理及び書換え（第7条の2第3項、第7条の3第3項及び第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(9) 風営適正化法第7条第6項の規定による許可証の返納の受理（第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(10) 風営適正化法第9条第1項及び第2項の規定による営業所の構造又は設備の変更承認（第20条第10項及び第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(11) 風営適正化法第9条第3項の規定による変更の届出書の受理（第20条第10項及び第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(12) 風営適正化法第9条第4項の規定による許可証の書換え（第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(13) 風営適正化法第9条第5項の規定による特例営業者の営業所の構造又は</u></p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）<u>第3条</u>の規定による風俗営業の許可<u>並びに</u>条件の付与及び変更</p> <p><u>(2) 風営適正化法第5条第1項の規定による風俗営業の許可申請書の受理</u></p> <p><u>(3) 風営適正化法第5条第2項の規定による風俗営業の許可証の交付</u></p> <p><u>(4) 風営適正化法第5条第3項の規定による風俗営業の許可をしない旨の通知</u></p> <p><u>(5) 風営適正化法第5条第4項の規定による風俗営業許可証の亡失等の届出の受理及び再交付</u></p> <p><u>(6) 風営適正化法第7条第1項、第7条の2第1項又は第7条の3第1項の規定による風俗営業の相続等の承認申請の受理及び承認</u></p> <p><u>(7) 風営適正化法第7条第5項の規定による風俗営業許可証の書換申請の受理及び書換え（第7条の2第3項及び第7条の3第3項において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(8) 風営適正化法第7条第6項の規定による風俗営業許可証の返納の受理</u></p> <p><u>(9) 風営適正化法第9条第1項及び第2項の規定による風俗営業所の構造又は設備の変更承認申請の受理及び承認（第20条第10項において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(10) 風営適正化法第9条第3項の規定による風俗営業者の氏名等の変更の届出書の受理（第20条第10項において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(11) 風営適正化法第9条第4項の規定による風俗営業許可証の書換え</u></p> <p><u>(12) 風営適正化法第9条第5項の規定による特例風俗営業者の風俗営業所の</u></p>

- 設備の変更の届出書の受理 (第31条の23において準用する場合を含む。)
- (14) 風営適正化法第10条第1項又は第3項の規定による許可証の返納の受理 (これらの規定を第31条の23において準用する場合を含む。)
- (15) 風営適正化法第10条の2第1項の規定による特例営業者の認定 (第31条の23において準用する場合を含む。)
- (16) 風営適正化法第10条の2第2項の規定による特例営業者の認定申請書の受理 (第31条の23において準用する場合を含む。)
- (17) 風営適正化法第10条の2第3項の規定による特例営業者の認定証の交付 (第31条の23において準用する場合を含む。)
- (18) 風営適正化法第10条の2第4項の規定による特例営業者の認定をしない旨の通知 (第31条の23において準用する場合を含む。)
- (19) 風営適正化法第10条の2第5項の規定による特例営業者の認定証の亡失等の届出の受理及び再交付 (第31条の23において準用する場合を含む。)
- (20) 風営適正化法第10条の2第6項の規定による特例営業者の認定の取消し (第31条の23において準用する場合を含む。) (聴聞を要しないものに限る。)
- (21) 風営適正化法第10条の2第7項又は第9項の規定による特例営業者の認定証の返納の受理 (これらの規定を第31条の23において準用する場合を含む。)
- (22) (略)
- (23) (略)
- (24) (略)
- (25) 風営適正化法第24条第5項の規定による管理者の解任の勧告 (第31条の23において準用する場合を含む。)
- (26) 風営適正化法第24条第6項の規定による管理者講習の実施 (第31条の23において準用する場合を含む。)
- (27) 風営適正化法第24条第7項の規定による管理者講習の通知 (第31条の23において準用する場合を含む。)
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) (略)
- (31) (略)

- 構造又は設備の変更の届出書の受理
- (13) 風営適正化法第10条第1項又は第3項の規定による風俗営業許可証の返納の受理
- (14) 風営適正化法第10条の2第1項の規定による特例風俗営業者の認定
- (15) 風営適正化法第10条の2第2項の規定による特例風俗営業者の認定申請書の受理
- (16) 風営適正化法第10条の2第3項の規定による特例風俗営業者の認定証の交付
- (17) 風営適正化法第10条の2第4項の規定による特例風俗営業者の認定をしない旨の通知
- (18) 風営適正化法第10条の2第5項の規定による特例風俗営業者の認定証の亡失等の届出の受理及び再交付
- (19) 風営適正化法第10条の2第6項の規定による特例風俗営業者の認定の取消し (聴聞を要しないものに限る。)
- (20) 風営適正化法第10条の2第7項又は第9項の規定による特例風俗営業者の認定証の返納の受理
- (21) (略)
- (22) (略)
- (23) (略)
- (24) 風営適正化法第24条第5項の規定による管理者の解任の勧告
- (25) 風営適正化法第24条第6項の規定による管理者講習の実施
- (26) 風営適正化法第24条第7項の規定による管理者講習の通知
- (27) (略)
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) (略)

(32) (略)
(33) (略)
(34) (略)
(35) (略)
(36) (略)
(37) (略)
(38) 風営適正化法第31条の22の規定による特定遊興飲食店営業の許可
(39) 風営適正化法第31条の24の規定による特定遊興飲食店営業者に対する必要な指示
(40) (略)
(41) (略)
(42) (略)
(43) (略)
(44) (略)
(45) (略)
(46) (略)
(47) (略)
(48) (略)
(49) (略)
(50) (略)
(51) (略)
(52) (略)
(53) (略)
(54) (略)
(55) (略)
(56) 風営適正化法第44条第1項の規定による風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者の団体の届出の受理
(57) 風営適正化法第44条第2項の規定による同条第1項の規定による届出をした団体の自主的な活動の促進を図るための必要な助言、指導その他の措置
(58) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風営適正化法施行規則」という。）第10条第2項の規定による許可の通知（第78条第2項において準用する場合を含む。）
(59) 風営適正化法施行規則第10条第3項の規定による管理者証の交付（第78条第2項において準用する場合を含む。）
(60) 風営適正化法施行規則第13条、第14条又は第15条の規定による相続等の承認申請の受理（それぞれ第81条、第82条又は第83条において準用する場合を含む。）

(31) (略)
(32) (略)
(33) (略)
(34) (略)
(35) (略)
(36) (略)

(37) (略)
(38) (略)
(39) (略)
(40) (略)
(41) (略)
(42) (略)
(43) (略)
(44) (略)
(45) (略)
(46) (略)
(47) (略)
(48) (略)
(49) (略)
(50) (略)
(51) (略)
(52) (略)
(53) 風営適正化法第44条の規定による風俗営業者の団体の届出の受理

(54) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風営適正化法施行規則」という。）第11条第2項の規定による許可の通知

(55) 風営適正化法施行規則第11条第3項の規定による管理者証の交付

- (61) 風営適正化法施行規則第16条の規定による相続等の承認又は不承認の通知（第22条、第84条及び第90条において準用する場合を含む。）
- (62) 風営適正化法施行規則第19条の規定による営業所の構造又は設備の変更承認申請の受理（第87条において準用する場合を含む。）
- (63) 風営適正化法施行規則第20条第3項の規定による変更届に伴う風俗営業管理者証の受理
- (64) 風営適正化法施行規則第20条第4項の規定による変更届に伴う風俗営業管理者証の交付
- (65) 風営適正化法施行規則第26条第2項の規定による認定通知（第94条第2項において準用する場合を含む。）
- (66) 風営適正化法施行規則第40条第2項の規定による管理者講習欠席理由書の受理（第97条第3項において準用する場合を含む。）
- (67) 風営適正化法施行規則第44条第2項の規定による届出確認書不交付通知書の交付（第55条第2項及び第66条第2項において準用する場合を含む。）
- (68) 風営適正化法施行規則第45条の規定による届出確認書の再交付（第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）
- (69) 風営適正化法施行規則第46条の規定による届出確認書の返納の受理（第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）
- (70) 風営適正化法施行規則第88条第3項の規定による変更届に伴う特定遊興飲食店営業管理者証の受理
- (71) 風営適正化法施行規則第88条第4項の規定による変更届に伴う特定遊興飲食店営業管理者証の交付
- (72) (略)
- (73) (略)
- (74) (略)
- (75) (略)
- (76) (略)
- (77) (略)
- (78) (略)
- (79) (略)
- (80) (略)

- (56) 風営適正化法施行規則第17条の規定による風俗営業の相続等の承認又は不承認の通知（第23条において準用する場合を含む。）
- (57) 風営適正化法施行規則第21条第3項の規定による変更届に伴う管理者証の受理
- (58) 風営適正化法施行規則第21条第4項の規定による変更届に伴う管理者証の交付
- (59) 風営適正化法施行規則第27条第2項の規定による認定通知
- (60) 風営適正化法施行規則第39条第2項の規定による管理者講習欠席理由書の受理
- (61) 風営適正化法施行規則第43条第2項の規定による届出確認書不交付通知書の交付（第54条第2項及び第65条第2項において準用する場合を含む。）
- (62) 風営適正化法施行規則第44条の規定による届出確認書の再交付（第54条第2項、第60条第2項、第65条第2項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）
- (63) 風営適正化法施行規則第45条の規定による届出確認書の返納の受理（第54条第2項、第60条第2項、第65条第2項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）
- (64) (略)
- (65) (略)
- (66) (略)
- (67) (略)
- (68) (略)
- (69) (略)
- (70) (略)
- (71) (略)
- (72) (略)

- (19) (略)
- (20) 警備業法第23条第1項の規定による検定の実施
- (21) (略)
- (22) (略)
- (23) (略)
- (24) (略)
- (25) (略)
- (26) (略)
- (27) (略)
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) (略)
- (31) (略)
- (32) 警備業法第50条第2項の規定による聴聞開催の通知及び公示
- (33) 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査の実施
- (34) (略)
- (35) (略)
- (36) (略)
- (37) (略)
- (38) (略)
- (39) (略)
- (40) (略)
- (41) (略)
- (42) (略)
- (43) 検定規則第9条第1項の規定による検定申請書の受理
- (44) (略)
- (45) (略)
- (46) 検定規則第12条第1項の規定による成績証明書の書換え
- (47) 検定規則第12条第2項の規定による成績証明書の再交付
- (48) 検定規則第14条第1項の規定による合格証明書交付申請書の受理
- (49) 検定規則第15条第1項の規定による合格証明書書換え申請書の受理
- (50) 検定規則第15条第3項の規定による合格証明書再交付申請書の受理
- (51) (略)
- (52) (略)
- (53) (略)
- (54) (略)
- (55) (略)

(略)

- (17) (略)
- (18) 警備業法第23条の規定による検定の実施
- (19) (略)
- (20) (略)
- (21) (略)
- (22) (略)
- (23) (略)
- (24) (略)
- (25) (略)
- (26) (略)
- (27) (略)
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正警備業法」という。)附則第4条の規定による届出書の受理
- (31) 改正警備業法附則第5条の規定による審査の実施
- (32) (略)
- (33) (略)
- (34) (略)
- (35) (略)
- (36) (略)
- (37) (略)
- (38) (略)
- (39) (略)
- (40) (略)
- (41) 検定規則第9条の規定による検定申請書の受理
- (42) (略)
- (43) (略)
- (44) 検定規則第12条の規定による成績証明書の書換え及び再交付
- (45) (略)
- (46) (略)
- (47) (略)
- (48) (略)
- (49) (略)

(略)

銃砲刀剣類所持等取締法関係

(1) (略)

(2) 銃刀法第4条の3第1項の規定による認知機能検査 (第7条の3第3項において準用する場合を含む。)

(3)・(4) (略)

(5) 銃刀法第4条の4第2項又は第9条の6第3項の規定による番号又は記号の指定及び打刻命令 (第9条の11第2項において準用する場合を含む。)

(6)～(11) (略)

(12) 銃刀法第5条の4第1項本文の規定による技能検定の実施及び検定に使用する猟銃の指定又は同項ただし書の規定による受検の却下

(13) 銃刀法第5条の4第2項の規定による技能検定の合格証明書の交付

(14) 銃刀法第5条の5第1項の規定による技能講習の実施

(15) 銃刀法第6条の規定による国際競技に参加する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可

(16)・(17) (略)

(18) 銃刀法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新又は不更新

(19) (略)

(20) 銃刀法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第7項若しくは第8項、第11条の2第1項から第3項まで又は第26条第2項の規定による銃砲、刀剣類又は拳銃部品の提出命令及び仮領置

(21)・(22) (略)

(23) 銃刀法第8条第10項の規定による銃砲又は刀剣類の売却代金の交付及び費用の控除 (第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項、第11条の2第6項、第24条の2第8項又は第27条第3項において準用する場合を含む。)

(24) (略)

(25) (略)

(26) 銃刀法第9条の3第1項の規定による射撃指導員の指定又は不指定

(27) (略)

(28) (略)

(29) 銃刀法第9条の5第2項、第9条の10第2項又は第9条の13第1項の規定による資格の認定又は不認定

銃砲刀剣類所持等取締法関係

(1) (略)

(2) 銃刀法第4条の3第1項の規定による認知機能検査

(3)・(4) (略)

(5) 銃刀法第4条の4第2項又は第9条の6第3項の規定による番号又は記号の打刻命令 (第9条の11第2項において準用する場合を含む。)

(6)～(11) (略)

(12) 銃刀法第5条の4第1項本文の規定による検定の実施又は同項ただし書の規定による受検の却下

(13) 銃刀法第5条の4第2項の規定による合格証明書の交付

(14) 銃刀法第5条の5第1項の規定による講習の実施

(15) 銃刀法第6条の規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可

(16)・(17) (略)

(18) 銃刀法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新

(19) (略)

(20) 銃刀法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第7項若しくは第8項、第11条の2第1項から第3項まで又は第26条第2項の規定による銃砲、刀剣類又は拳銃部品の仮領置等

(21)・(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) 銃刀法第9条の3第1項の規定による射撃指導員の指定

(26) (略)

(27) (略)

(28) 銃刀法第9条の5第2項、第9条の10第2項又は第9条の13第1項の規定による資格の認定

- (30) (略)
- (31) (略)
- (32) (略)
- (33) (略)
- (34) (略)
- (35) (略)
- (36) (略)
- (37) (略)
- (38) (略)
- (39) (略)
- (40) 銃刀法第13条の3第1項又は第3項の規定による銃砲、刀剣類又は拳銃部品の提出命令及び保管
- (41) (略)
- (42) (略)
- (43) (略)
- (44) (略)
- (45) (略)
- (46) (略)
- (47) (略)
- (48) (略)
- (49) (略)
- (50) (略)
- (51) (略)
- (52) (略)
- (53) 銃刀法施行令第20条第1項の規定による技能検定の実施の通知
- (54) 銃刀法施行令第21条第1項の規定による技能講習の実施の通知
- (55) (略)
- (56) (略)
- (57) (略)
- (58) (略)
- (59) (略)
- (60) 銃刀法規則第18条の規定による打刻命令書の交付
- (61) (略)
- (62) 銃刀法規則第23条又は第27条の規定による通知書の交付
- (63) (略)
- (64) 銃刀法規則第38条の規定による仮領置書の交付
- (65) 銃刀法規則第41条の規定による仮領置書及び代金領収書の受理と代金明細書の交付(第114条において準用する場合を含む。)
- (66) 銃刀法規則第44条の規定による射撃指導員指定書の交付
- (67) 銃刀法規則第45条の規定による射撃指導員指定解除通知書の交付

- (29) (略)
- (30) (略)
- (31) (略)
- (32) (略)
- (33) (略)
- (34) (略)
- (35) (略)
- (36) (略)
- (37) (略)
- (38) (略)
- (39) 銃刀法第13条の3第1項又は第3項の規定による銃砲、刀剣類又は拳銃部品の保管
- (40) (略)
- (41) (略)
- (42) (略)
- (43) (略)
- (44) (略)
- (45) (略)
- (46) (略)
- (47) (略)
- (48) (略)
- (49) (略)
- (50) (略)
- (51) (略)
- (52) 銃刀法施行令第20条第1項の規定による検定の実施の通知
- (53) 銃刀法施行令第21条第1項の規定による講習の実施の通知
- (54) (略)
- (55) (略)
- (56) (略)
- (57) (略)
- (58) (略)
- (59) (略)
- (60) (略)

	<p>(68) <u>銃刀法規則第51条の規定による教習射撃場指定書の交付（第65条において準用する場合を含む。）</u></p> <p>(69) <u>銃刀法規則第53条の規定による教習射撃指導員解任命令書の交付（第67条において準用する場合を含む。）</u></p> <p>(70) <u>銃刀法規則第61条の規定による教習射撃場指定解除通知書の交付</u></p> <p>(71) <u>銃刀法規則第62条の規定による教習修了証明書交付禁止通知書の交付</u></p> <p>(72) <u>銃刀法規則第74条の規定による練習射撃場指定解除通知書の交付</u></p> <p>(73) <u>銃刀法規則第93条の規定による猟銃等保管業務廃止等命令書の交付</u></p> <p>(74) <u>銃刀法規則第96条の規定による保管書の交付</u></p> <p>(75) <u>銃刀法規則第113条の規定による提出命令書の交付</u></p> <p>(76) (略)</p> <p>(77) <u>指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「指定府令」という。）第10条の規定による指定射撃場指定申請書の受理</u></p> <p>(78) <u>指定府令第11条の規定による指定通知書の交付</u></p> <p>(79) <u>指定府令第13条の規定による記載事項変更届出の受理</u></p> <p>(80) <u>指定府令第14条の規定による指定解除通知書の交付</u></p> <p>(81) (略)</p> <p>(82) (略)</p>	<p>(61) (略)</p> <p>(62) <u>指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）第13条の規定による記載事項変更届出の受理</u></p> <p>(63) (略)</p> <p>(64) (略)</p>
火薬類取締法関係	<p>(1) <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火薬法」という。）第50条の2に規定する火薬類（以下「猟銃用火薬類等」という。）の同法第17条第1項の規定による譲渡及び譲受けの許可</u></p> <p>(2) <u>火薬法第17条第2項の規定による猟銃用火薬類等の譲渡及び譲受けの不許可</u></p> <p>(3) <u>火薬法第17条第4項の規定による猟銃用火薬類等の許可証の交付</u></p> <p>(4) <u>火薬法第17条第6項の規定による猟銃用火薬類等の許可証の有効期間の指定（第19条第4項の規定において準用する場合を含む。）</u></p> <p>(5) <u>火薬法第17条第7項又は第8項の規定による猟銃用火薬類等の許可証の書</u></p>	<p>(1) <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火薬法」という。）第50条の2に規定する火薬類（以下「猟銃用火薬類等」という。）の同法第17条の規定による譲渡及び譲受けの許可並びに許可証の交付、有効期間の指定、書換え、再交付申請の受理及び再交付</u></p>

換え又は再交付（第19条第4項の規定において準用する場合を含む。）

(6) 火薬法第19条第1項の規定による運搬証明書の交付

(7) 火薬法第19条第2項の規定による運搬についての必要な指示

(8) 火薬法第19条第3項の規定による運搬証明書への指示内容の記載

(9) (略)

(10) 火薬法第24条第2項の規定による猟銃用火薬類等の輸入の不許可

(11) 火薬法第25条第1項の規定による猟銃用火薬類等の消費の許可

(12) 火薬法第25条第2項の規定による猟銃用火薬類等の消費の不許可

(13) (略)

(14) (略)

(15) 火薬法第48条の規定による猟銃用火薬類等の譲渡、譲受又は消費許可に対する条件の付与

(16) 火薬法第48条の規定による猟銃用火薬類等の輸入許可に対する条件の付与

(17) 火薬法第52条第1項の規定により新潟県知事又は指定都市の長から意見を聞かれた場合における意見の申述

(18) 火薬法第52条第2項の規定による新潟県知事又は指定都市の長からの通報の受理

(19) 火薬法第52条第3項の規定による国土交通大臣からの通報の受理

(20) 火薬法第52条第4項の規定による新潟県知事、指定都市の長又は地方運輸局長に対する措置要請

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) 譲渡等府令第9条第3項の規定による輸入許可書の交付

(26) 譲渡等府令第9条第4項の規定による記載事項変更届の受理

(27) (略)

(28) 譲渡等府令第13条第1項の規定による届出書及び申請書並びにその他の手続に係る書類の受理

(2) 火薬法第19条の規定による運搬証明書の交付及び運搬についての必要な指示

(3) 火薬法第19条第4項の規定による運搬証明書の有効期間の指定、書換え及び再交付

(4) (略)

(5) 火薬法第24条第3項の規定による猟銃用火薬類等を輸入した旨の届出の受理

(6) 火薬法第25条の規定による猟銃用火薬類等の消費の許可

(7) (略)

(8) (略)

(9) 火薬法第52条第1項の規定により新潟県知事から意見を聞かれた場合における意見の申述

(10) 火薬法第52条第2項の規定による新潟県知事からの通報の受理

(11) 火薬法第52条第4項の規定による新潟県知事に対する措置要請

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 譲渡等府令第9条第3項の規定による輸入許可書の交付及び同条第4項の規定による記載事項変更届の受理

(17) (略)

	(29) (略) (30) (略) (31) <u>火薬類の運搬に関する内閣府令</u> (昭和35年総理府令第65号。以下「 <u>運搬府令</u> 」という。)第2条第1項の規定による火薬類運搬届の受理 (32) <u>運搬府令第4条の規定による記載事項変更届の受理</u> (33) <u>運搬府令第5条の規定による運搬証明書の再交付申請の受理</u>		(18) (略) (19) (略)
	(略)		(略)
核子 原炉 料の 物規 質制 ・に 核関 燃す 料る 物法 質律 及関 び係 原	(1)～(5) (略) (6) <u>原子炉等規制法第62条の3の規定による事故等発生時の報告の受理</u> (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略)	核子 原炉 料の 物規 質制 ・に 核関 燃す 料る 物法 質律 及関 び係 原	(1)～(5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略)
放障 射害 性の 同防 位止 元に 素関 等す に る よ法 る律 放関 射係 線	(1) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u> (昭和32年法律第167号)第18条第6項の規定による指示 (2) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u> 第42条第1項の規定による報告の徴収 (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)	放障 射害 性の 同防 位止 元に 素関 等す に る よ法 る律 放関 射係 線	(1) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u> (昭和32年法律第167号)第42条第1項の規定による報告の徴収 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)
	(略)		(略)
感 染 法 症 律 の 関 予 係 防 及 び 感 染	(1)～(5) (略) (6) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u> 施行令 (平成10年政令第420号。以下「 <u>感染症予防法施行令</u> 」という。)第21条の規定による届出対象病原体等運搬証明書の書換え (7) <u>感染症予防法施行令第22条の規定による届出対象病原体等運搬証明書の再交付</u> (8) <u>感染症予防法施行令第23条の規定に</u>	感 染 法 症 律 の 関 予 係 防 及 び 感 染	(1)～(5) (略) (6) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u> 施行令 (平成10年政令第420号。以下「 <u>感染症予防法施行令</u> 」という。)第21条の規定による届出対象病原体等運搬証明書の書換え (7) <u>感染症予防法施行令第22条の規定による届出対象病原体等運搬証明書の再交付</u> (8) <u>感染症予防法施行令第23条の規定に</u>

症の患者に對する医療に關す	<p>する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「感染症予防法施行令」という。）第23条の規定による届出対象病原体等運搬証明書の返納の受理</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第5号）第5条に規定する運搬証明書の書換え申請書の受理及び書換え</u></p> <p>(9) <u>届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則第6条に規定する運搬証明書の再交付申請の受理及び再交付</u></p>	症の患者に對する医療に關す	<p>よる届出対象病原体等運搬証明書の返納の受理</p> <p>(9) (略)</p>
(略)		(略)	
道路交通法關係	<p>(1)～(201) (略)</p> <p>(202) <u>路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する運輸省との覚書について（昭和40年4月20日付け警察庁乙交発第3号）第2条の規定による意見書の提出</u></p> <p>(203) <u>特別積合せ貨物運送事業の許可申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書（平成元年3月27日付け警察庁丙規発第20号）第2条の規定による意見書の提出</u></p> <p>(204) <u>道路運送車両の保安基準第55条（基準の緩和）に関する地方運輸局長から意見を聞かれた場合における意見の申述</u></p> <p>(205) <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく地域公共交通網形成計画の認定等に伴う意見の提出</u></p> <p>(206) (略)</p> <p>(207) (略)</p> <p>(208) (略)</p> <p>(209) (略)</p> <p>(210) (略)</p> <p>(211) (略)</p> <p>(212) (略)</p> <p>(213) (略)</p> <p>(214) (略)</p>	道路交通法關係	<p>(1)～(201) (略)</p> <p>(202) (略)</p> <p>(203) (略)</p> <p>(204) (略)</p> <p>(205) (略)</p> <p>(206) (略)</p> <p>(207) (略)</p> <p>(208) (略)</p> <p>(209) (略)</p> <p>(210) <u>路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する運輸省との覚書について（昭和40年4月20日付け警察庁乙交発第3号）第2条の規定による意見書の提出</u></p> <p>(211) (略)</p>

	(215) (略)		(212) (略)
	(216) (略)		(213) (略)
	(217) (略)		(214) (略)
	(218) (略)		(215) (略)
	(219) (略)		(216) (略)
(略)		(略)	
災本 害法 対関 策係 基	(略)	災本 害法 対関 策係 基	(略)
国力 会事 議業 議事 堂の 、周 内辺 関地 総域 理の 大上 臣空 官に 邸お そけ のる 他小 の型 国無 の人 重機 要等 なの 施飛 設行 等の 、禁 外止 国に 公関 館す 等る 及法 び律 原関 子係	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第8条第3項の規定による公安委員会への通報		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。